

パステル工房の企画、管理及び運営に関する規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、富山県立大学パステル工房（以下「工房」という。）の企画、管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(工房の目的)

第 2 条 工房は、次の業務を行うことを目的とする。

- (1)機械製作実習の支援
- (2)実験及び研究の支援
- (3)産官学共同研究の支援
- (4)その他本学のものづくりなどの創造拠点として必要な支援

(パステル工房企画管理運営委員会)

第 3 条 学長の補佐機関として、パステル工房企画管理運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、前条の目的を達成するため、工房の企画、管理及び運営に関する業務を担当する。
- 3 委員会に兼任職員を若干人置くことができる。兼任職員は、委員のうちから委員長の推薦を受け、学長が指名する。
- 4 兼任職員は、委員長の命を受け、パステル工房の業務に従事する。

(委員)

第 4 条 委員は、学長が本学の専任教員のうちから指名する。

- 2 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、学長が委員のうちから指名する。

- 2 委員長は、委員会業務を掌理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。